

令和7年度 JRA 助成事業公募要領

社会福祉法人 大分県共同募金会

(注)この要領において、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団は「JRA」と標記する。

1 助成事業の対象

- (1)福祉車両、送迎用車両、備品の購入又は施設の設置、増改築及び各種修繕工事等で、各種施設の運営に必要なものとするが、特に福祉車両、送迎用車両の購入に係るものを重点とする。
- (2)交付決定後着手し、令和7年度中に完了する事業を対象とする。

2 助成事業の対象団体

- (1)事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
- (2)公益的団体であって、原則として法人格を有すること。社会福祉事業を行う団体については、社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人及び特定非営利活動法人であること。
- (3)代表者の熱意、見識及び能力が信頼するに足るものであること。
- (4)当該団体に不適当と認められる行為がなかったこと。

3 申請金額

- (1)申請金額は、総事業費の4分の3以内で100万円以内(万円未満切り捨て)とする。

4 申請書の提出等

(1)提出期限

令和7年4月1日(火)から5月15日(木)(必着)

(2)提出・問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階

社会福祉法人 大分県共同募金会

TEL:097-552-2371

FAX:097-552-6250

Eメール: kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp

(3)提出書類(郵送可)

- ①令和7年度助成事業実施計画申請書(R7_JRA 様式1)
- ②本財団の助成を受けた事業の実績(過去5年分)(R7_JRA 様式2)
- ③添付書類一覧表(R7_JRA 様式3)
- ④所在地の社会福祉協議会の推薦状(R7_JRA 様式3 添付書類①)【NPO 法人の場合】
- ⑤定款又は寄付行為
- ⑥役員名簿
- ⑦前年度の貸借対照表

- ⑧前年度の財産目録
- ⑨見積書(写)(3社)
- ⑩見積合せ点検票(R7 JRA 様式添付書類 3②)
- ⑪総事業費確認書【必要な場合】(R7 JRA 様式添付書類3③)
- ⑫車両、備品のカタログ(車両、備品購入の場合)
- ⑬建設物等の設計図等(建築物等工事の場合)
- ⑭施設のパンフレット
- ⑮社会福祉活動の実績に係る状況調書 (大分県共同募金会様式 1)
- ⑯車両整備に係る助成実績調書 (大分県共同募金会様式 2)
- ⑰施設の設置等に係る助成実績調書 (大分県共同募金会様式 3)

(4)提出部数

- ①正本 1 部・・・JRA 提出用
- ②副本 1 部・・・大分県共同募金会用
- ※NPO 法人の場合、副本は 2 部必要(うち 1 部は推薦社協へ提出)

(5)申請手続きの留意点

- ① 事業計画や見積は、精査のうえ適正に行い、申請内容に変更が生じないように留意すること
- ② 申請書の記載事項は、「別紙」にしないで要領よく記載すること

5 助成事業の選定の基本方針

助成事業の選定にあたっては、次の事業に重点をおく。

- ① 障がい者(児)福祉事業
- ② 老人福祉事業
- ③ 母子及び児童福祉事業

6 助成事業の選定基準等

助成事業の選定基準等は、次のとおりとする。

- (1)助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (2)当該事業が営利を目的としないものであること。
- (3)当該事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (4)以下に対する助成は、行わない。
 - ① 原則として、同一法人に対する連続助成は行わない。
 - ② 病院等医療機関
 - ③ 老人保健施設
 - ④ 有料老人ホーム等営利を目的とする施設
 - ⑤ 令和6年度の一般募金に係る広域公募助成、国・県の補助金及び民間財団への申請を行う事業

7 大分県共同募金会公益助成事業推薦委員会の推薦等

- (1)大分県に対する交付枠 598 万円
- (2)申請書を取りまとめた後、必要に応じ聞き取りや現地調査を行う。
- (3)推薦は、要件を満たしている要望のなかから、7 月上旬開催予定の「大分県共同募金会公益助成事業推薦委員会」において必要性・緊急性等について審査し、決定する。
- (4)一件当たりの推薦額は、総事業費の 4 分の 3 以内で原則 100 万円以内とし、大分県に対する交付枠内で調整することがある。
- (5)本会推薦委員会開催後、申請者に審査結果(推薦の有無)を推薦金額とあわせて通知する。推薦金額は、申請した助成金額より少なくなることがあるので、減額されても事業を実施できるかどうかについても十分検討のうえ申請すること。
- (6)JRA からの交付決定通知は、大分県の場合は 8 月下旬の見込みである。

8 注意事項・その他

- (1)事業(備品等の購入、工事の着工)は助成金交付決定の通知を受けた後でなければ実施できない。
また、備品等の購入・工事は令和8年3月31日までに終え、速やかにその後の手続を行うこと。
- (2)業者への支払いは、一括ではなく、自己負担金分の支払いと助成金入金後の助成金分の支払いの原則2回払いとなる。業者に前もって周知すること。
なお、支払いの際は必ず金融機関を利用して振り込むものとし、振込手数料は法人が負担すること。
- (3)各施設が財団の助成を受けたことを示す標識(プレート)を助成金交付決定の通知後に配布するので、助成を受ける施設の玄関・門柱等の見やすい所に掲示すること。
- (4)施設又は備品等で助成を受けた場合、財団の助成を受けたことを示す標識(ラベル)を、助成対象の施設、備品等の見やすい所に貼付すること。
ただし、屋根等の貼りにくい箇所は、貼らなくてもよい。
標識(ラベル)は、助成金交付決定後に「標識(ラベル)申込書」に必要数を記入して財団に申込みすること。
※助成金交付決定後に財団の HP にて申請書をダウンロードし、申し込むこと。
- (5)車両の助成を受けた場合は、財団のロゴマークと「(公財)中央競馬馬主社会福祉財団助成」の文字を、より多くの人に見えるように、両側面と後部に可能な限り大きく表示すること。